

消火器の不適切な点検や販売に注意！

最近、京都市内及びその周辺で、一般家庭や消火器を設置する義務がない事業所を業者が訪問し、強引に消火器の点検や販売契約を結ぶトラブルが発生しています！

その他にも、設置されている消防用設備等について、点検を行う契約を結びながら、実際には点検を実施しない事例も発生しています。

一般的な悪質訪問販売等の手口

「設置されている消火器は、古くて爆発する恐れがある。」などと言って、不安をあおり、新たな消火器を販売し、高額な契約をさせる。

「消防署から、消火器の販売に来た。」「消防署から依頼を受けて、消火器の販売に回っている。」などと言って、信用させる。

悪質な訪問販売等の防止策

- 1 消防署や区役所などの公的な機関が、消火器を訪問販売することは、絶対にありません。
 - 2 消防署や区役所などの公的な機関が、消火器の販売を事業者に依頼することはありません。
 - 3 契約する前に、書面に記載されている内容の確認をしてください。
 - 4 疑わしい場合は、すぐに契約せずに家族等と相談をしてください。
 - 5 契約内容が実行されたことを、必ず確認してください。
- ※ 訪問販売で消火器等を購入された場合は、クーリング・オフの対象となりますので、期間内(契約日から8日以内)であれば解約することができます。

悪質訪問販売等に関する御相談は

京都市消費生活総合センター 075-256-1110

京都府消費生活安全センター 075-671-0004

高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144